長野県保険医協会　　2019年10月23日発行

台風 19 号の被災者の医療について（その4）

【発行】長野県保険医協会　　医科版
〒380-0928　長野市若里1-5-26　TEL:026-226-0086　FAX:026-226-8698

今回の台風災害に伴う保険診療、診療報酬請求の取扱いについて、厚労省より事務連絡が出されていますので、主なものを抜粋してお知らせいたします。台風 19 号に伴う災害医療特集は保団連 HP（https://hodanren.doc-net.or.jp/saigai/19ty/index.html）でご覧いただけます。

１．被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、**訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合**は、保険診療として取り扱うのか。

（答）**保険診療として取り扱うことはできない**（災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい）。

２．被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病、傷病のために**通院による療養が困難な患者に対して、当該患者が避難所にある程度継続して居住している場合に、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に避難所を訪問して診察を行った場合に、訪問診療料は**算定できるか。

（答）**算定できる。**なお、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対して訪問診療料は算定できない。

３．上記２において、**同じ避難所等に居住する複数人に同一日に訪問診療を行う場合**、「同一建物居住者」の取扱いとするか、「同一建物居住者以外」の取扱いとするか。

（答）**同一建物居住者の取扱いとする。**

なお、避難所等において、**同一世帯の複数の患者に診察をした場合は、「同一建物居住者」の取扱いではなく、１人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、２人目以降の患者については、初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料のみを算定する。**

４．**在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料**は「単一建物居住患者の人数」により区分がなされているが、**被災前から、当該管理料の対象となる医学管理を行っている患者が避難所に避難し、当該患者に当該医学管理を継続して行う場合**、当該管理料をどのように算定することができるか。

（答）当面、**避難所においても、被災前の居住場所に応じた区分に従って、当該管理料を算定することができる**。但し、避難場所が分散し、**被災前の居住場所と比べ、「単一建物居住患者の人数」が減少した場合には、減少後の人数に基づいて算定できる**。

５．避難所等に居住する患者であって、**定期的に外来における診療を受けている者からの求めに応じて、当該外来による診療を行っている被災地の保険医療機関の医師等が避難所等に往診を行った場合**、往診料は算定できるか。

（答）患者が避難所等にある程度継続して居住している場合には、避難所に居住している患者であって、定期的に外来による診療を受けている者からの求めがあり、当該外来による診療を行っている被災地の保険医療機関の医師等が避難所等に赴き診療を行った場合には、**往診料を算定できる。**ただし、２人目以降については、往診料は算定できず、再診料の算定となる（通常の往診料と同じ取扱い）。